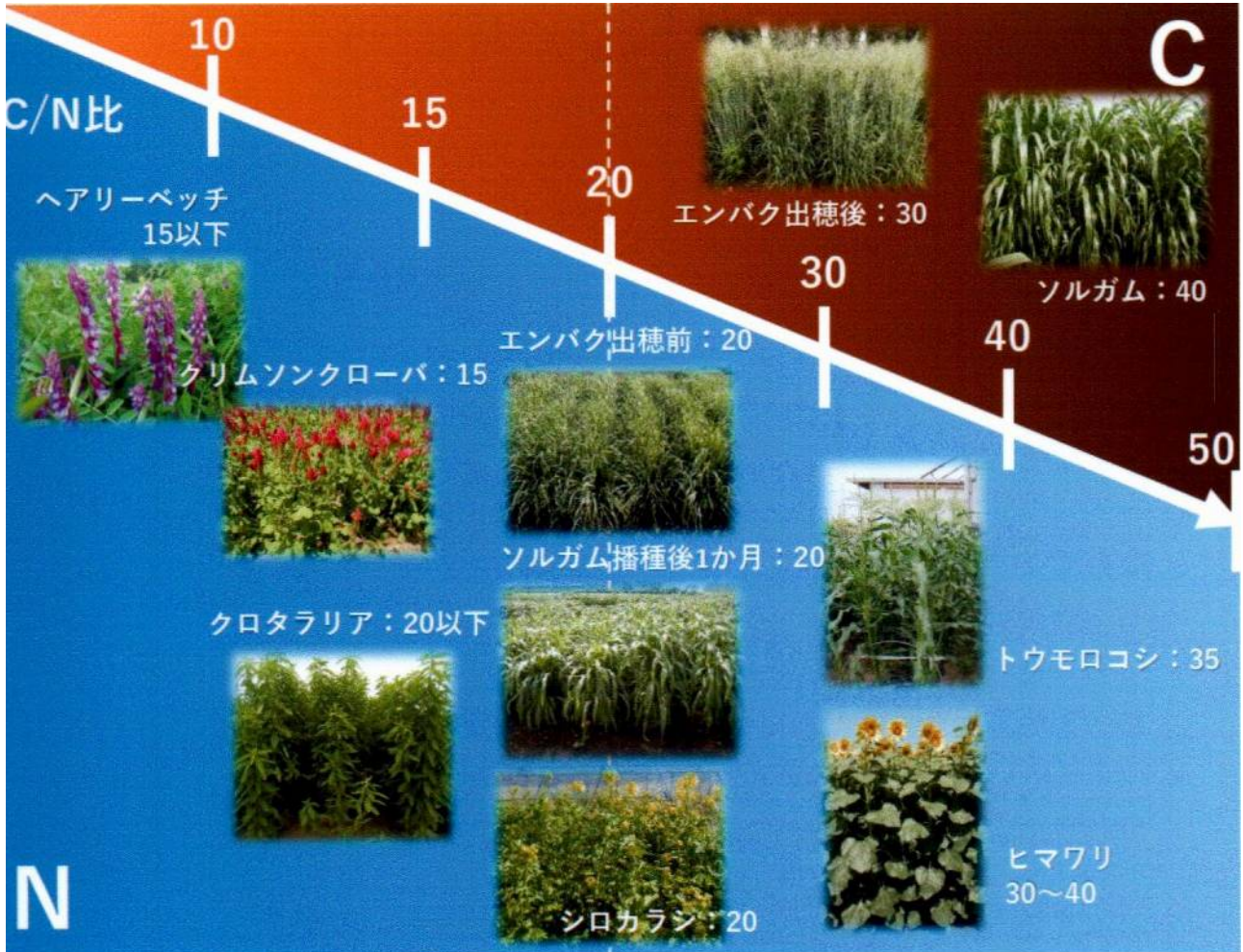


天地有機

特定非営利活動法人
日本有機農業生産団体中央会
東京都千代田区外神田6-15-11
電話 03-5812-8055



緑肥の C/N 比 (カネコ種苗株式会社山田和輝氏のテキストから)

有機農産物の生産行程管理者講習会では、緑肥の活用についてカネコ種苗株式会社の山田和輝氏よりお話をいただいています。この図は、そのテキストの1コマです。緑肥にC/Nを示しています。緑肥利用の参考になります。

お知らせ特集

有機の規格が改正になります。

有機農産物の日本農林規格 2

有機加工食品の日本農林規格 5

検査員の待遇改善にご協力をお願いします。

クロピラリドに注意。農水省が注意呼びかけ

新規認証事業者の紹介

有機の規格が改正になります (適用は告示・施行後です)

有機農産物の日本農林規格、有機加工食品の日本農林規格、有機畜産物の日本農林規格、有機飼料の日本農林規格など有機の 4 規格がまもなく改正になります。農林水産省による改正案の説明会が開かれました。有機農産物と有機加工食品の日本農林規格について、説明のあった内容を報告します。PDF 版には、規格改正案の新旧対照表を添付します。

なお適用は、告示・施行後ですのでご注意ください。

● 有機農産物の日本農林規格の改正(案) ●

● 形式が大きく変わります

まず規格の形式が変わります。これまでは、第1条から第5条に別表、附則の形式でしたが、ISO の規格書に準じた書き方になります。

以下の構成となります。項目と新しい定義のみ記載します。

日本農林規格	JAS
有機農産物	1605:20XX
1. 適用範囲	
2. 引用規格	
3. 用語及び定義	
3.1 有機農産物	
3.2 転換期間中の圃場	
3.3 転換期間中有機農産物	
3.4 使用禁止資材	
3.5 化学的处理	
3.6 組み換え DNA 技術	
3.7 栽培場	
3.8 採取場	
3.9 苗等	
3.10 むか類	
穀物を精白した際に出る果皮、種皮、胚芽等の穀物の表層部分	
注釈 1 むか類には、米ぬか、大麦のぬかである麦ぬか、えん麦のぬかであるオートブラン、とうもろこしのぬかであるコーンブラン、とうもろこしの胚芽、皮等であるホミニーフ	
ィード等が含まれる。	
3.11 菌床栽培キノコ	
3.12 耕種的防除	
3.13 物理的防除	

3.14 生物的防除

4. 有機農産物の生産の原則

5. 生産の方法

5.1 ほ場

5.2 栽培場

5.3 採取場

5.4 ほ場に使用する種子又は苗等

5.5 種菌

5.6 スプライト類の栽培場を使用する種子

5.7 ほ場における肥培管理

5.8 きのこと類の栽培場における栽培管理

5.9 スプラウト類の栽培場における栽培管理

5.10 圃場における有害動植物の防除

5.11 一般管理

5.12 育苗管理

5.13 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理

6. 表示

附属書 A

附属書 B

附属書 C

附属書 D

● 菌床栽培キノコに使用できる資材が増える

① 菌床の原料として使用可能な資材に、竹、廃菌床が加わる。

a) 樹木及び竹に由来する資材にあっては、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質によって処理されていないもの

注 1) 原木、おがこ、チップ、駒、竹粉等

c) 廃菌床(箇条5に従って生産された菌床栽培きのこの生産に使用されたものであって、菌床栽培きのこの収穫後に化学物質によって処理されていないものに限る。)

② 栄養材として使用できる資材に「ぬか類」など

5.8.4 5.8.1にかかわらず、菌床栽培きのこの生産において5.8.1 b)の資材の入手が困難な場合は、表A.1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材に適合するぬか類

及びふすまに限り、5.8.1 a)～c)の資材のみを用いた栽培が困難な場合は表A.1の炭酸カルシウム及び消石灰に限り使用

③ 土壌において栽培を行わないたい肥栽培きのこ

5.8.1にかかわらず、土壌において栽培される堆肥栽培きのこ以外の堆肥栽培きのこの生産において5.8.1 a)～c)の資材のみを用いた栽培が困難な場合は、5.8.1 a)～c)の資材に加えて、表A.1の肥料及び土壌改良資材を使用してよい。

● スプラウト類

① 種子の処理

5.6.1の種子に対し、表D.1の次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム以外の資材を使用していない。

② 栽培場での管理

培地を削除

●使用できる農薬の追加と削除 エチレンが追加になります。

【附属書 B 表 B-1 の追加】

農薬	基準
エチレン	パイナップルの開花誘発の目的での使用に限る
ピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニブルトキサイドを含まないこと。
メタアルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること
しいたけ菌糸体抽出物液剤	
カスガマイシン液剤 カスガマイシン粉剤 カスガマイシン水溶剤 カスガマイシン粒剤	
その他の農薬	

●調整用等資材

追加と変更

資材	基準
次亜塩素酸水	基準を削除
次亜塩素酸ナトリウム	食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限り）を電気分解したものに限りこと
炭酸カルシウム	
水酸化カルシム	

●有機加工食品の日本農林規格化改正案●

●形式の変更

有機農産物同様、形式が大きくかわります。項目と内容の追加・変更となっている部分を書きだしました。

日本農林規格	JAS
	1606 : 20XX
有機加工食品	
1. 適用範囲	
2. 引用規格	
3. 用語及び定義	
3.1 有機加工食品	
3.2 有機農産物加工食品	
3.3 有機畜産物加工食品	
3.4 有機農地産物加工食品	
3.5 その他の有機加工食品 *	
有機加工食品のうち、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品以外のもの	
3.6 有機酒類	
有機加工食品のうち、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下“法”という。）第2条第2項第1号ロに規定する酒類に該当するもの	
3.7 有機農産物	
3.8 有機畜産物	
3.9 有機藻類	
3.10 一般飲食物添加物	
3.11 化学的処理	
3.12 組み換え DNA 技術	
3.13 転換期間中有機農産物	
4 有機加工食品の生産の原則	
5. 生産の方法	
5.1 原材料及び添加物（加工助剤を含む）	
次のa)～e)のもの以外のもが使用されてはならない。ただし、b)のものにあつては、使用する原材料と同一の種類有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。	
a) 次のうち、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付されて	

いるもの（その有機加工食品を製造し、又は加工する者によって生産され、法第10条又は第30条の規定によって格付されたものにあつてはこの限りでない。）

1) 有機農産物

2) 有機畜産物

3) 有機藻類

4) 有機加工食品

b) a) 以外の飲食料品及び油脂（次のものを除く。）

1) 原材料として使用した有機農産物、有機畜産物、有機藻類及び有機加工食品と同一の種類の農畜水産物及び加工食品

2) 放射線照射が行われたもの

3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの

5.2 原材料及び添加物の使用割合

5.3 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理

5.3.1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度としなければならない。

5.3.2 原材料として使用される有機農産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1605の5.13に従い、JAS 1605の表D.1の調製用等資材を使用してよい。

5.3.3 原材料として使用される有機畜産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1608の5.7に従い、JAS 1608の表K.1の調製用等資材を使用してよい。

5.3.4

5.3.5

5.3.6

5.3.7

5.3.8

6. 表示

6.1 名称の表示

6.2 原材料名の表示

附属書 A

（規定）

添加物（有機酒類以外の有機加工食品）

表 A.1 添加物

附属書 B

（規定）

添加物（有機酒類）

表 B.1 添加物

附属書 C

(規定)

薬剤

表 C.1 薬剤

●乳酸菌、酵母などが5%以内の非有機原料として使用可能になる

これまで5%以内で使用できる非有機原料が、農畜産物、水産物及び農畜水産物の加工品とされていたところが、「飲食料品及び油脂」となります。5.1項b)。このことにより、乳酸菌や酵母などが、5%以内の非有機の原材料として使用できるようになります。

●有機藻類が有機原料に加わった

使用できる有機原料が、以下の4種類となり、有機藻類が加わった。

- 1) 有機農産物
- 2) 有機畜産物
- 3) 有機藻類
- 4) 有機加工食品

● 原材料に調製用等資材を使用できるようになる (5.3.2 及び 5.3.3 項)

5.3.2 原材料として使用される有機農産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1605 の 5.13 に従い、JAS 1605 の表 D.1 の調製用等資材を使用してよい。

● 原材料が有機であることを示すのに記号の使用が可能になる

名称 有機ミックスベジブル

原材料名 人参*、グリーンピース*、スイートコーン* *は有機を示す

●添加物の使用条件の変更

添加物	使用条件の変更内容
乳酸	「野菜若しくは米の加工品に使用する場合」とされていたところが「 <u>農産物の加工品に使用する場合</u> 」に変更
硫酸	PH調整剤として藻類の加工品に使用する場合を追加
水酸化ナトリウム	PH調整剤として藻類の加工品に使用する場合、食用油脂の製造に使用する場合を追加
次亜塩素酸ナトリウム	「食塩水を電気分解したものに限る」を条件にした上で農産物の加工品に使用する場合を追加。
次亜塩素酸水	食塩水を電気分解して得られたものとの条件を削除
オゾン	食肉の使用消毒に使用する場合を追加

以上

●クロピラリドに注意●

輸入の飼料に残留する除草剤（クロピラリド）が、飼料から家畜の糞尿に移行し、家畜の糞尿を原料にしたたい肥にも残留することがあり、農林水産省が平成28年暮れから注意を呼びかけています。まだ注意が必要な状況がみられますので、あらためて報告します。下記のホームページで確認してください。

クロピラリド関連情報：農林水産省 (maff.go.jp)

●被害の受けやすい作物と受けにくい作物がある

農林水産省では、「海外で使用された農薬の成分（クロピラリド）が含まれた輸入飼料が家畜に給与された場合、堆肥を通じて、トマト等のナス科、スイートピー等のマメ科、ヒマワリ等のキク科の園芸作物の生育に障害を起こす可能性がある」と注意を呼びかけています。

特に弱い作物	トマト類、えだまめ、さやえんどう、そらまめ、にんじん、キク、ヒマワリ、コスモス、アスター、スイートピー、ケイトウ
弱い作物	なす、ピーマン、ししとう、さやいんげん、しゅんぎく、ふき、レタス類、セロリ（セルリー）、ひやくにちそう、ペチュニア、ガーベラ

なお、ポットによる育苗、施設栽培などの場合、深刻な生育障害が発生することが報告されています。

●被害軽減のための対策

畜産農家、たい肥製造業者、培土製造業者、園芸農家のみなさん宛て、それぞれ注意が呼びかけられています。下記 URL で確認してください。

[clopyralid-10.pdf \(maff.go.jp\)](#)

検査員の待遇改善にご協力をお願いします

検査員の待遇を改善しなければなりません。

このため秋より検査員の検査日当の引上げを予定しています。

本会検査員の日当は、1998年にスタートした時から、変わらずに現在にいたっています。検査日当は、事業者のみなさんのご負担増となりますので、26年間据え置いてきたところですが、検査する検査員の待遇も改善が必要となっています。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

新たに認証を受けた事業者のみなさん2023年11月以降

① 株式会社プレマ 有機小松菜パウダー

認証の区分	有機加工食品の小分け業者 (2000年より有機農産物の生産行程管理者です)
名称	株式会社プレマ
所在地	群馬県
認証番号	323112008
認証日	2023年11月20日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物加工食品 自社で生産する有機小松菜の有機小松菜パウダーです

② 世嬉の一酒造株式会社 自然発酵 有機ビール

認証の区分	有機加工食品の生産行程管理者
名称	世嬉の一酒造株式会社
所在地	岩手県
認証番号	223112609
認証日	2023年11月26日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機酒類 有機のビールです

③ 株式会社ルピシア 滋賀水口工場 有機の茶

認証の区分	有機加工食品の生産行程管理者
名称	株式会社ルピシア (滋賀水口工場)
所在地	滋賀県
認証番号	223122810
認証日	2023年12月28日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物加工食品 有機の紅茶、ルイボス茶、煎茶など世界の銘茶の取扱い

④ BrownRiceCafé 有機玄米コーヒー

認証の区分	外国格付表示業者 (2018年から有機加工食品の生産行程管理者です)
-------	---------------------------------------

名称	BrownRiceCafé
所在地	長野県
認証番号	A24031401
認証日	2024年3月14日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物加工食品 有機玄米コーヒーの輸出です

⑤ エイマーク合同会社 横濱自珈亭 **有機コーヒー生豆**

認証の区分	有機農産物の小分け業者
名称	エイマーク合同会社 横濱自珈亭
所在地	神奈川県
認証番号	324033002
認証日	2024年3月30日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物 有機のコーヒー生豆を取り扱います

⑥ 株式会社スフィアシステム **有機オリーブオイル**

認証の区分	有機加工食品の輸入業者
名称	株式会社スフィアシステム
所在地	埼玉県
認証番号	624040903
認証日	2024年4月9日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物加工食品 有機オリーブオイル、有機オリーブの酢漬けなどの取り扱います。

⑦ 農事組合法人天竜愛倶里ふぁーむ **有機碾茶**

認証の区分	有機加工食品の生産行程管理者
名称	農事組合法人天竜愛倶里ふぁーむ
所在地	静岡県
認証番号	224042604
認証日	2024年4月26日
格付けを行う農林物資の種類及び主たる生産物	有機農産物加工食品 有機の碾茶を製造します

●有機中央会、理事、監事、顧問など役員体制●

有機中央会の理事・監事など役員体制を紹介します。

【有機中央会役員】

- 理事長 齋藤修（千葉大学名誉教授）
副理事長 川上紀夫（有限会社八ヶ岳ナチュラファーム代表取締役）
副理事長 和泉真理（一般社団法人日本協同組合連携機構 客員研究員）
理事 宮崎隆典（「NPO 食と健康」理事長）
理事 宮沢喜好（松川有機農業研究会、ライラック農園代表）
理事 加藤一隆（一般社団法人日本フードサービス協会顧問）
理事 石谷孝佑（一般社団法人日本食品包装協会理事長）
理事 島田朝彰（パルシステム生活協同組合連合会 産直事業本部長）
理事 本橋克晴（株式会社東海マルタ代表取締役）
理事 山口和則（日本生活協同組合連合会 産直グループグループマネージャー）
理事 飯野晃子（株式会社プレマ代表取締役）
理事 大山利男（立教大学准教授）
理事 佐藤誠（おばこ農場 秋田県有機農業研究会会長）
監事 飯島和宏（飯島農園代表）
監事 進藤睦夫（元株式会社マルタ経理部長）
監事 丹澤修（興隆園代表）

【顧問】

- 西尾道徳（元筑波大学教授、環境保全型農業レポートを連載中）
井手教義（前有機中央会理事 有限会社粋き活き農場会長）

【事務局】

ひきつづき加藤和男が事務局長を務めています。

●初代理事長鶴田志郎顧問 ご逝去のため退任

感謝とお礼

鶴田志郎氏は、昨年12月31日にご逝去されました。このため、本会の顧問を退任となります。

鶴田志郎氏は、有機農業の草分けの時代を担い、有機中央会の設立にあたっては初代理事長をつとめ、有機中央会の礎を築かれました。ここにあらためて感謝の意をささげるとともにご冥福をお祈り致します。

ありがとうございました。

有機認証 支援事業のお知らせ

新規の認証取得であっても、継続の認証審査であっても、認証費用の半額まで助成する補助事業があります。農林水産省の補助事業ですが、JAS協会が窓口になって行われます。

詳細は、JAS協会のホームページで確認してください。

有機 JAS の普及対策事業 | 一般社団法人 日本農林規格協会 (JAS 協会)
(jasnet.or.jp)

●助成内容

認証審査費用の半額、上限は新規認証が20万、継続が15万。対象となる費用は、検査の実費部分になります。詳細は、募集要項を確認してください。

●応募できる事業者と応募期間

① 応募できる事業者

本会の認証を受けている場合、以下の方々になります。

有機農産物の生産行程管理者（継続の方は過去もしくは今回リモート検査の経験があること。新規の方はその必要ありません）

有機農産物の小分け業者（ただし、リモート検査による場合に限る）

有機加工食品の生産行程管理者（ただし、リモート検査による場合に限る）

有機加工食品の小分け業者（ただし、リモート検査による場合に限る）

*リモート検査がこれまで3回つづき、今回訪問しかできない方は、ご連絡ください。

外国格付表示業者（有機加工食品の生産行程管理者とあわせて可能。リモート検査による場合）

有機農産物の輸入業者（リモート検査による場合）

有機加工食品の輸入業者（リモート検査による場合）

② 募集時期

募集は3回です。実地検査の予定月で決まっています。実地検査が下記以外の場合、今年度は応募できません。なお、実地検査の時期は、昨年と同時期とお考え下さい。

募集回	実地検査予定月	募集期間
1回目	2024年7月から9月	5月14日（火）から16日（木）
2回目	2024年10月から12月	8月20日（火）から22日（木）
3回目	2024年12月から2025年1月	10月15日（火）から17日（木）

③ 申し込み先

JAS協会さんになります。まず、連絡をとってみてください。

一般社団法人日本農林規格協会（JAS協会）

電話 03-3249-7120

応募方法などは、下記URLで確認してください。

JAS協会サイト <http://www.jasnet.or.jp/ogsupport3.html>

第1回目公募の申請は、令和6年5月14日（火）～16日（木）必着です。

改正後	改正前						
<p><u>日本農林規格</u></p> <p style="text-align: right;"><u>JAS</u> <u>1605 : 20XX</u></p> <p style="text-align: center;"><u>有機農産物</u> <u>Organic Products of Plant Origin</u></p> <p>1 適用範囲 この規格は、<u>有機農産物について規定する。</u></p> <p>（削る。）</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、<u>その最新版を適用する。</u></p> <p>JAS 1606 <u>有機加工食品</u> JAS 1607 <u>有機飼料</u> JAS 1608 <u>有機畜産物</u></p> <p>3 用語及び定義 <u>この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</u></p> <p>（削る。）</p> <p>3.1 <u>有機農産物</u> <u>箇条 5 に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）</u></p> <p>3.2</p>	<p><u>有機農産物の日本農林規格</u></p> <p>（目的） 第 1 条 <u>この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</u></p> <p>（有機農産物の生産の原則） 第 2 条 <u>有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。</u> (1) <u>農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。）を發揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。</u> (2) <u>採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（定義） 第 3 条 <u>この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有 機 農 産 物</td> <td style="text-align: center;"><u>次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（新設）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有 機 農 産 物	<u>次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。</u>	（新設）	
用 語	定 義						
有 機 農 産 物	<u>次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。</u>						
（新設）							

転換期間中のほ場

5.1.2 a)に適合するほ場への転換を開始したほ場であって、5.1.2 a)に適合していないもの

3.3

転換期間中有機農産物

有機農産物のうち、転換期間中のほ場において生産された農産物

3.4

使用禁止資材

肥料及び土壌改良資材(表 A.1 のものを除く。)、農薬(表 B.1 のものを除く。)並びに土壌、植物又はきのこ類に施されるその他資材(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。)

3.5

化学的処理

次のいずれかに該当する処理

- a) 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。)によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
- b) 化学的手段によって得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。)

3.6

組換え DNA 技術

酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術

3.7

栽培場

きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設(ほ場を除く。)

3.8

採取場

自生している農産物を採取する場所

3.9

苗等

苗、苗木、穂木、台木その他の植物体の全部又は一部(種子を除く。)で繁殖の用に供されるもの

3.10

ぬか類

穀物を精白した際に出る果皮、種皮、胚芽等の穀物の表層部分

注釈 1 ぬか類には、米ぬか、大麦のぬかである麦ぬか、えん麦のぬかであるオートブラン、とうもろこしのぬかであるコーンブラン、とうもろこしの胚芽、皮等であるホミニーフード等が含まれる。

3.11

菌床栽培きのこ

(新設)	
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材(別表 1 に掲げるものを除く。)、農薬(別表 2 に掲げるものを除く。) <u>並びに土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。)</u> をいう。
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 <u>1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。)によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u> <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。)</u>
組換え DNA 技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
栽培場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設(ほ場を除く。以下同じ。)をいう。
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法によって栽培したきのこ

3.12

耕種的防除

作目及び品種の選定、作付け時期の調整その他の農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することによる有害動植物の防除

3.13

物理的防除

光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法による有害動植物の防除

3.14

生物的防除

病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はそれらの生育に適するような環境の整備による有害動植物の防除

4 有機農産物の生産の原則

有機農産物は、次のいずれかに従い生産する。

- a) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- b) 採取場において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法によって採取すること。

5 生産の方法

（削る。）

5.1 ほ場

5.1.1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものでなければならない。

5.1.2 次のいずれかに該当するものでなければならない。

- a) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合は、多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、5.4、5.7、5.10及び5.11に従い農産物の生産を行っていること。

(新設)	
(新設)	
(新設)	

(新設)

（生産の方法についての基準）

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ 場	<p>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培</p>

b) 転換期間中のほ場にあつては、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、5.4、5.7、5.10及び5.11に従い農産物の生産を行っていること。

5.2 栽培場

5.2.1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものでなければならない。

5.2.2 土壌において栽培されるきこ類の栽培場にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないものでなければならない。

5.3 採取場

5.3.1 周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域でなければならない。

5.3.2 当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材が使用されていないものでなければならない。

5.4 ほ場に使用する種子又は苗等

5.4.1 5.1、5.3、5.7及び5.10～5.13に適合する種子（コットンリンターに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。以下5.4において同じ。）又は苗等でなければならない。

5.4.2 5.4.1にかかわらず、5.4.1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを使用してよい。

5.4.3 5.4.1及び5.4.2にかかわらず、5.4.1及び5.4.2の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（表A.1又は表B.1のものを除く。）が使用されていないものを使用してよい（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。

5.4.4 5.4.1～5.4.3にかかわらず、5.4.1～5.4.3の苗等の入手が困難な場合であり、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（表A.1又は表B.1のものを除く。）が使用されていない苗等を使用してよい。

a) 災害、病虫害等によって、植え付ける苗等がない場合

b) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合

場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。

2 転換期間中のほ場（1に規定する要件に適合するほ場への転換を開始したほ場であつて、1に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。

栽培場

1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること。

2 土壌において栽培されるきこ類にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。

採取場

周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。

ほ場に使用する種子又は苗等

1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子又は苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）であること。

2 1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていないものを使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。

3 1及び2に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等を使用することができる。

(1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合

(2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合

5.4.5 5.4.1～5.4.4の種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものであってはならない。

5.5 種菌

5.5.1 5.2, 5.3, 5.8, 5.10, 5.11及び5.13に適合する種菌又は次のa)～d)のいずれかに適合する種菌でなければならない。

- a) 5.8.1に適合する資材によって培養された種菌
- b) a)の種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌
- c) a)及びb)の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌
- d) a)～c)の種菌の入手が困難な場合は、次の種菌培養資材を使用して培養された種菌

- 1) 酵母エキス
- 2) 麦芽エキス
- 3) 砂糖
- 4) ぶどう糖
- 5) 炭酸カルシウム
- 6) 硫酸カルシウム

5.5.2 5.5.1の種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものであってはならない。

5.6 スプラウト類の栽培場使用する種子

5.6.1 5.4.1に適合する種子でなければならない。

5.6.2 5.6.1の種子は、組換えDNA技術を用いて生産されたものであってはならない。

5.6.3 5.6.1の種子に対し、表D.1の次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウム以外の資材を使用していない。

5.7 ほ場における肥培管理

5.7.1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図らなければならない。

5.7.2 5.7.1にかかわらず、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合は、次

	<p>4 <u>1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、1及び2に掲げる種子については、コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。</u></p>
<p>種菌</p>	<p>1 <u>この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項1、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。</u></p> <p>2 <u>この表栽培場における栽培管理の項1(1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p>3 <u>2の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p>4 <u>2及び3に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表3の種菌培養資材を使用して培養された種菌を使用することができる。</u></p> <p>5 <u>1から4までに掲げる種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</u></p>
<p>スプラウト類の栽培施設に使用する種子</p>	<p>1 <u>この表ほ場に使用する種子又は苗等の項1に規定する種子であること。</u></p> <p>2 <u>1に掲げる種子は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。</u></p> <p>3 <u>1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。</u></p>
<p>ほ場における肥培管理</p>	<p>当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物</p>

のものを使用又は導入してよい。

a) 表 A.1 の肥料及び土壌改良資材

b) 当該ほ場又はその周辺以外からの生物（組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。）

5.8 きのご類の栽培場における栽培管理

5.8.1 次の a)～c)の資材以外の資材を用いて生産してはならない。

a) 樹木及び竹に由来する資材^リにあつては、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質によって処理されていないもの

注^リ 原木、おがこ、チップ、駒、竹粉等

b) 樹木及び竹に由来する資材以外の資材にあつては、次のものに由来するもの

1) 農産物（簡条 5 に従って生産されたものに限る。）

2) 加工食品（JAS 1606 の簡条 5 に従って生産されたものに限る。）

3) 飼料（JAS 1607 の簡条 5 に従って生産されたものに限る。）

4) 家畜又は家きん（JAS 1608 の簡条 5 に従って飼養されたものに限る。）の排せつ物

c) 廃菌床（簡条 5 に従って生産された菌床栽培きのこの生産に使用されたものであつて、菌床栽培きのこの収穫後に化学物質によって処理されていないものに限る。）

5.8.2 5.8.1 にかかわらず、土壌において栽培される堆肥栽培きのこの生産において 5.8.1 a)～c)の資材のみを用いた栽培が困難な場合は、表 A.1 の肥料及び土壌改良資材を使用してよい。

5.8.3 5.8.1 にかかわらず、土壌において栽培される堆肥栽培きのこ以外の堆肥栽培きのこの生産において 5.8.1 a)～c)の資材のみを用いた栽培が困難な場合は、5.8.1 a)～c)の資材に加えて、表 A.1 の肥料及び土壌改良資材を使用してよい。

5.8.4 5.8.1 にかかわらず、菌床栽培きのこの生産において 5.8.1 b)の資材の入手が困難な場合は、表 A.1 の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材に適合するぬか類及びふすまに限り、5.8.1 a)～c)の資材のみを用いた栽培が困難な場合は表 A.1 の炭酸カルシウム及び消石灰に限り使用

栽培場における栽培管理

質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。以下同じ。)に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。

1. きのご類にあつては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表 1 の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあつては別表 1 の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。

(1) 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。

(2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。

ア 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。）

イ 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号）第 4 条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）

ウ 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号）第 4 条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。）

エ 有機畜産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号）第 4 条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家きんの排せつ物に由来するもの

してよい。

5.9 スプラウト類の栽培場における栽培管理

5.9.1 次の a)及び b)に従い生産しなければならない。

a) 水のみを用いて生産すること。

(削る。)

b) 人工照明を用いないこと。

5.9.2 5.9.1 に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

5.9.3 5.9.1 及び 5.9.2 に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行わなければならない。

5.10 ほ場又は栽培場における有害動植物の防除

5.10.1 耕種の防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによって有害動植物の防除を行わなければならない。

5.10.2 5.10.1 にかかわらず、ほ場においては、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種の防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによっては有害動植物を効果的に防除することができないときは、表 B.1 の農薬に限り使用してよい。

5.11 一般管理

土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施してはならない。

5.12 育苗管理

5.12.1 育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。以下同じ。）は、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土は次のもの以外のものを使用してはならない。

ほ場又は栽培場における有害動植物の防除

一般管理

育苗管理

2 スプラウト類にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従い生産及び管理を行うこと。

(1) 生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限ること。

ア 水

イ 培地（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限る。）

(2) 人工照明を用いないこと。

(3) (1)及び(2)に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(4) (1)から(3)までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行うこと。

耕種の防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種の防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。

土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施さないこと。

育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものだけに使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこ

- a) 5.1 又は 5.3 に適合したほ場又は採取場の土壌
- b) 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌
- c) 表 A.1 の肥料及び土壌改良資材
- 5.12.2 育苗を行う場合は、5.7、5.10 及び 5.11 に従い管理を行わなければならない。
- 5.13 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理
- 5.13.1 5.1～5.12 に適合しない農産物が混入しないように管理を行わなければならない。
- 5.13.2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によらなければならない。
- 5.13.3 5.13.2 にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、次の資材に限り使用してよい。ただし、a)の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなければならない。
- a) 有害動植物の防除目的で使用する表 B.1 の農薬、表 C.1 の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）
- b) 農産物の品質の保持改善目的で使用する表 D.1 の調製用等資材
- 5.13.4 放射線照射を行ってはならない。
- 5.13.5 5.1～5.12 及び 5.13.1～5.13.4 に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

6 表示

- 6.1 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによる。c)～g)のいずれかの表示を行う場合は、“〇〇”には、当該農産物の一般的な名称を記載しなければならない。
- a) “有機農産物”
- b) “有機栽培農産物”
- c) “有機農産物〇〇”又は“〇〇（有機農産物）”
- d) “有機栽培農産物〇〇”又は“〇〇（有機栽培農産物）”
- e) “有機栽培〇〇”又は“〇〇（有機栽培）”
- f) “有機〇〇”又は“〇〇（有機）”

	と。 1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 別表1の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 この表ほ場の項、栽培場の項、採取場の項、ほ場に使用する種子又は苗等の項、種菌の項、ほ場における肥培管理の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。 3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。この場合において、(1)の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなければならない。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 4 放射線照射を行わないこと。 5 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機農産物の表示)

- 第5条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。
- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」

g) “オーガニック〇〇”又は“〇〇（オーガニック）”

注記1 a)又はb)の表示を行う場合は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第18条又は第24条の規定に従って、当該農産物の名称の表示を別途行わなければならないとされている。

（削る。）

6.2 転換期間中有機農産物にあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に“転換期間中”と記載しなければならない。

6.3 6.1にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、6.1 a), c), f)及びg)の例のいずれかによって記載しなければならない。

附属書 A

（規定）

肥料及び土壌改良資材

箇条5に規定されている肥料及び土壌改良資材を表A.1に示す。

表 A.1－肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材 ^{a)}	基準
（略）	（略）
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
（略）	（略）
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	＝
乾燥藻及びその粉末	＝
（略）	（略）
軽焼マグネシア	＝
（略）	（略）
硫黄	＝
（略）	（略）
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足によって、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質によって土壌等を汚染するものでないこと。

(7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

(注1) (1)又は(2)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条又は第24条の規定に従い当該農産物の名称の表示を別途行うこと。

(注2) 「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。

3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表 1 肥料及び土壌改良資材

（新設）

肥料及び土壌改良資材	基 準
（略）	（略）
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
（略）	（略）
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
（略）	（略）
軽焼マグネシア	
（略）	（略）
硫黄	
（略）	（略）
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。

(略)	(略)
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、 <u>土壌改良資材</u> としての使用は、 <u>野菜</u> （きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
塩基性スラグ	トーマス製鋼法によって副生するものであること。
(略)	(略)
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、 <u>カドミウム</u> が五酸化リンに換算して 1 kg 中 90 mg 以下であるものであること。
(略)	(略)
塩化カルシウム	＝
食酢	＝
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、 <u>育苗用土</u> 等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	＝
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、 <u>当該資材</u> によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合は、 <u>リグニンスルホン酸塩</u> に限り、 <u>使用してよい</u> 。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、 <u>天然物質</u> 又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（ <u>組換え DNA 技術</u> を用いて製造されていないものに限る。）であり、 <u>かつ</u> 、 <u>病害虫</u> の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、 <u>この資材は</u> 、 <u>この表の他の資材</u> によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、 <u>使用してよい</u> 。
<u>注 2)</u> 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において <u>組換え DNA 技術</u> が用いられていないものに限る。	

附属書 B
(規定)
農薬

箇条 5 に規定されている農薬を表 B.1 に示す。

(略)	(略)
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、 <u>土壌改良資材</u> としての使用は、 <u>野菜</u> （きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
(略)	(略)
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、 <u>カドミウム</u> が五酸化リンに換算して 1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
(略)	(略)
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、 <u>育苗用土</u> 等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、 <u>当該資材</u> によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない <u>場合には</u> 、 <u>リグニンスルホン酸塩</u> に限り、 <u>使用することができる</u> 。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、 <u>天然物質</u> 又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（ <u>組換え DNA 技術</u> を用いて製造されていないものに限る。）であり、 <u>かつ</u> 、 <u>病害虫</u> の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、 <u>この資材は</u> 、 <u>この表に掲げる他の資材</u> によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、 <u>使用することができる</u> 。
(新設)	

別表 2 農薬

(新設)

表 B.1－農薬

農薬 ^{a)}	基準
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、 <u>共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</u>
<u>ピレトリン乳剤</u>	<u>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</u>
なたね油乳剤	＝
調合油乳剤	＝
マシン油エアゾル	＝
マシン油乳剤	＝
デンプン水和剤	＝
脂肪酸グリセリド乳剤	＝
メタルデヒド粒剤	(略)
<u>メタルデヒド剤</u>	<u>捕虫器に使用する場合に限ること。</u>
硫黄くん煙剤	＝
硫黄粉剤	＝
(削る。)	
水和硫黄剤	＝
石灰硫黄合剤	＝
シイタケ菌糸体抽出物液剤	＝
<u>シイタケ菌糸体抽出物水溶剤</u>	＝
炭酸水素ナトリウム水溶剤	＝
(削る。)	
銅水和剤	＝
銅粉剤	＝
(略)	(略)
天敵等生物農薬	＝
(削る。)	
(略)	(略)
(削る。)	
混合生薬抽出物液剤	＝
(削る。)	

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリ <u>ン乳剤</u>	除虫菊から抽出したものであって、 <u>共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</u>
(新設)	(新設)
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタルデヒド粒剤	(略)
(新設)	(新設)
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
<u>硫黄・銅水和剤</u>	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液 剤	
(新設)	(新設)
炭酸水素ナトリウム水溶 剤及び重曹	
<u>炭酸水素ナトリウム・銅 水和剤</u>	
銅水和剤	
銅粉剤	
(略)	(略)
天敵等生物農薬	
<u>天敵等生物農薬・銅水和 剤</u>	
(略)	(略)
<u>クロレラ抽出物液剤</u>	
混合生薬抽出物液剤	
<u>ワックス水和剤</u>	

(略)	(略)
(削る。)	(削る。)
(削る。)	
磷酸第二鉄粒剤	＝
炭酸水素カリウム水溶剤	＝
(略)	(略)
ミルバメクチン乳剤	＝
ミルバメクチン水和剤	＝
スピノサド水和剤	＝
スピノサド粒剤	＝
還元澱粉糖化物液剤	＝
カスガマイシン液剤	＝
カスガマイシン粉剤	＝
カスガマイシン水溶剤	＝
カスガマイシン粒剤	＝
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	＝
重曹	＝
食酢	＝
その他の農薬 ^㉒	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。
注 ^㉑ 組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき登録されているものに限る。	
注 ^㉒ 硫黄・銅水和剤, 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤, 脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。	

(削る。)

附属書C
(規定)
薬剤

箇条5に規定されている薬剤を表C.1に示す。

表C.1-薬剤

薬剤 ^㉑	基準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。

(略)	(略)
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
(略)	(略)
ミルバメクチン乳剤	
ミルバメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
次亜塩素酸水	
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	

別表3 種菌培養資材

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

別表4 薬剤

(新設)

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。ま

	また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
(略)	(略)
<u>カリウム石けん(鹼) [軟石けん(鹼)]</u>	(略)
(略)	(略)
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
注 ^{a)} 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守しなければならない。	

附属書 D
(規定)
調製用等資材

箇条 5 に規定されている調製用等資材を表 D.1 に示す。

表 D.1 - 調製用等資材

調製用等資材 ^{a)}	基準
二酸化炭素	二
窒素	二
エタノール	二
活性炭	二
ケイソウ土	二
クエン酸	二
微生物由来の調製用等資材	二
酵素	二
卵白アルブミン	二
植物油脂	二
樹皮成分の調製品	二

	た、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
(略)	(略)
<u>カリウム石鹼(軟石鹼)</u>	(略)
(略)	(略)
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表 5 調製用等資材

(新設)

調製用等資材	基準
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
活性炭	
ケイソウ土	
クエン酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵素	
卵白アルブミン	
植物油脂	
樹皮成分の調製品	

エチレン	バナナ、 <u>キウイフルーツ</u> 及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
(略)	(略)
オゾン	＝
コーンコブ	＝
次亜塩素酸水	＝
<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	<u>食塩水(99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。)を電気分解したものに限ること。</u>
食塩	＝
食酢	＝
炭酸水素ナトリウム	＝
ミツロウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限ること。
<u>炭酸カルシウム</u>	＝
<u>水酸化カルシウム</u>	＝
<u>注^{*)} 組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。</u>	

エチレン	バナナ、 <u>キウイフルーツ</u> 及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
(略)	(略)
オゾン	
コーンコブ	
次亜塩素酸水	<u>食塩水を電気分解したものであること。</u>
(新設)	(新設)
食塩	
食酢	
炭酸水素ナトリウム	
ミツロウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	

有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表

○有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前				
<p><u>日本農林規格</u></p> <p style="text-align: right;">JAS 1606 : 20XX</p> <p style="text-align: center;"><u>有機加工食品</u> <u>Organic Processed Foods</u></p>	<p><u>有機加工食品の日本農林規格</u></p>				
<p>1 適用範囲</p> <p><u>この規格は、有機加工食品について規定する。</u></p> <p>（削る。）</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</u></p>				
<p>2 引用規格</p> <p><u>次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。</u></p> <p>JAS 0018 <u>有機藻類</u> JAS 1605 <u>有機農産物</u> JAS 1607 <u>有機飼料</u> JAS 1608 <u>有機畜産物</u> JIS Z 8305 <u>活字の基準寸法</u></p>	<p><u>（有機加工食品の生産の原則）</u></p> <p><u>第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。</u></p> <p>（新設）</p>				
<p>3 用語及び定義</p> <p><u>この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</u></p> <p>（削る。）</p>	<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</u></p>				
<p>3.1 有機加工食品</p> <p><u>簡条5に</u>従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">有 機 加 工 食 品</td> <td>次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれら</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有 機 加 工 食 品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれら
用 語	定 義				
有 機 加 工 食 品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれら				

を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物(有機藻類を除く。)、その他飲食物品及び油脂(食塩、水、有機農産物、有機畜産物、有機藻類及び有機加工食品を除く。)並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物品添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるもの

3.2

有機農産物加工食品

有機加工食品のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物、水産物、その他飲食物品及び油脂(食塩、水、有機農産物及び有機畜産物加工食品を除く。)並びに添加物〔有機加工食品(有機農産物加工食品に限る。)として格付された一般飲食物品添加物及び加工助剤を除く。〕の重量の割合が5%以下であるもの

3.3

有機畜産物加工食品

有機加工食品のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤を除く。)の重量に占める農産物、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物、その他飲食物品及び油脂(食塩、水、有機畜産物及び有機畜産物加工食品を除く。)並びに添加物〔有機加工食品(有機畜産物加工食品に限る。)として格付された一般飲食物品添加物及び加工助剤を除く。〕の重量の割合が5%以下であるもの

3.4

有機農畜産物加工食品

有機加工食品(有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品を除く。)のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物、その他飲食物品及び油脂(食塩、水、有機農産物、有機畜産物、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品を除く。)並びに添加物〔有機加工食品(その他有機加工食品を除く。)として格付された一般飲食物品添加物及び加工助剤を除く。〕の重量の割合が5%以下であるもの

3.5

その他有機加工食品

有機加工食品のうち、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品以外のもの

3.6

有機酒類

有機加工食品のうち、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下“法”という。)第2条第2項第1号口に規定する酒類に該当するもの

3.7

有機農産物

JAS 1605 の箇条 5 に従い生産された農産物(飲食物品に限る。)

3.8

有機畜産物

JAS 1608 の箇条 5 に従い飼養された家畜若しくは家きん又は JAS 1608 の箇条 5 に従いこれらか

	の加工品並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物品添加物(一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。)及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物品添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤を除く。)の重量に占める農産物、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物品添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。
(新設)	
有機酒類	有機加工食品のうち、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。次条において「法」という。)第2条第2項第1号口に規定する酒類に該当するものをいう。
(新設)	
(新設)	

ら生産された畜産物

3.9

有機藻類

JAS 0018 に従い生産される藻類

3.10

一般飲食物添加物

一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの

3.11

化学的処理

次のいずれかに該当する処理

- a) 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びびけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
- b) 化学的手段によって得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。

3.12

組換えDNA技術

酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術

3.13

転換期間中有機農産物

有機農産物のうち、JAS 1605 の 5.1.2 b) に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物

4 有機加工食品の生産の原則

有機加工食品は、原材料である有機農産物、有機畜産物及び有機藻類の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産する。

5 生産の方法

(削る。)

5.1 原材料及び添加物（加工助剤を含む。）

次の a)～e) のもの以外のもが使用されてはならない。ただし、b) のものにあつては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。

- a) 次のうち、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付されているもの（その有機加工食品を製造し、又は加工する者によって生産され、法第 10 条又は第 30 条の規定によって格付されたものにあつてはこの限りでない。）

(新設)	
(新設)	
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びびけん化を除く。以下この項において同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場の項基準の欄2に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。

(新設)

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	基準
原材料及び添加物（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、法第 10 条又は第 30 条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。

<p>1) 有機農産物</p> <p>2) 有機畜産物</p> <p>3) 有機藻類</p> <p>4) 有機加工食品</p> <p>b) a)以外の飲食料品及び油脂（次のものを除く。）</p> <p>1) 原材料として使用した有機農産物，有機畜産物，有機藻類及び有機加工食品と同一の種類の農畜水産物及び加工食品</p> <p>2) 放射線照射が行われたもの</p> <p>3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの</p> <p>c) 食塩</p> <p>d) 水</p> <p>e) 有機酒類以外の有機加工食品にあつては表 A.1，有機酒類にあつては表 B.1 の添加物</p> <p>5.2 原材料及び添加物の使用割合 原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める 5.1 b)及び 5.1 c)（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）のものの重量の割合が 5%以下でなければならない。</p> <p>5.3 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理</p> <p>5.3.1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度としなければならない。</p> <p>5.3.2 原材料として使用される有機農産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1605 の 5.13 に従い、JAS 1605 の表 D.1 の調製用等資材を使用してよい。</p> <p>5.3.3 原材料として使用される有機畜産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、JAS 1608 の 5.7 に従い、JAS 1608 の表 K.1 の調製用等資材を使用してよい。</p> <p>5.3.4 原材料として使用される有機農産物，有機畜産物，有機藻類及び有機加工食品は、他の農畜水産物又はその加工食品が混入しないように管理を行わなければならない。</p> <p>5.3.5 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によらなければならない。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、表 C.1 の薬剤並</p>	
--	--

	<p>(1) 有機農産物</p> <p>(2) 有機畜産物</p> <p>(3) 有機加工食品</p> <p>2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。</p> <p>(1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物</p> <p>(2) 放射線照射が行われたもの</p> <p>(3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの</p> <p>3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（2）に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>5 食塩</p> <p>6 水</p> <p>7 有機酒類以外の有機加工食品にあつては別表 1—1、有機酒類にあつては別表 1—2 の添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）</p>
原材料及び添加物の使用割合	原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項基準の欄 2 から 4 まで及び 7（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が 5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 原材料として使用される有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによつ</p>

びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用してよい。この場合は、原材料、添加物及び製品への混入を防止しなければならない。

5.3.6 **5.3.5**にかかわらず、**5.3.5**の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合は、有機加工食品を製造し、若しくは加工し、又は保管していない期間に限り、**表 C.1**の薬剤以外の薬剤を使用してよい。この場合は、有機加工食品の製造若しくは加工又は保管の開始前に、これらの薬剤を除去しなければならない。

5.3.7 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行ってはならない。

5.3.8 **5.1**、**5.2**及び**5.3.1**～**5.3.7**に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

6 表示

(削る。)

(削る。)

6.1 名称の表示

6.1.1 有機加工食品の名称の表示は、次の例のいずれかによる。“○○”には、当該加工食品の一般的な名称を記載しなければならない。

a) “有機○○”又は“○○(有機)”

b) “オーガニック○○”又は“○○(オーガニック)”

6.1.2 その他有機加工食品のうち、“○○”に記載する一般的な名称が、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものにあつては、食品表示基準の別記様式1の枠外に、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品でないことが分かるように記載しなければならない。

注記1 指定農林物資以外の農林物資については、法第63条第2項の規定に従って、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないとされている。

6.1.3 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、**6.1.1**の例のいずれかによって記載する名称の前又は後に“転換期間中”と記載しなければならない。

6.1.4 **6.1.3**にかかわらず、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色

ては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。

4 3の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機加工食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。

5 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。

6 この表原材料及び添加物(加工助剤を含む。)の項の基準及びこの項1から5までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機加工食品の表示)

第5条 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

(新設)

区 分	基 準
名 称 の 表 示	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機○○」又は「○○(有機)」</p> <p>(2) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」</p> <p>(注)「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本産業規格Z8305(1962)に規定</p>

で、JIS Z 8305 に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、6.1.3 の記載を省略してよい。

6.2 原材料名の表示

6.2.1 使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあつては、その一般的な名称の前又は後に“有機”等の文字を記載しなければならない。

6.2.2 6.2.1 にかかわらず、使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあつては、“有機”等の文字に代えて有機を示す記号を記載してよい。この場合は、有機を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式 1 の枠外に記載しなければならない。

注記 1 記号には、“*”や“#”などが考えられる。

6.2.3 使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあつては、6.2.1 又は 6.2.2 によって記載する原材料名の前又は後に“転換期間中”の文字を記載しなければならない。

6.2.4 6.2.3 にかかわらず、使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあつては、“転換期間中”の文字に代えて、転換期間中を示す記号を記載してよい。この場合は、転換期間中を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式 1 の枠外に記載しなければならない。

注記 1 記号には、“*”や“#”などが考えられる。

6.2.5 6.2.3 及び 6.2.4 にかかわらず、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、JIS Z 8305 に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、“転換期間中”と記載する場合は、6.2.3 及び 6.2.4 の記載を省略してよい。

附属書 A

(規定)

添加物（有機酒類以外の有機加工食品）

箇条 5 に規定されている添加物（有機酒類以外の有機加工食品に係るもの）を表 A.1 に示す。

表 A.1－添加物

INS 番号 ²⁾	添加物 ¹⁾	基準
(略)	(略)	(略)
331iii	クエン酸ナトリウム	ソーセージ、 <u>卵白</u> の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)

する 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。

原材料名の表示

1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）、有機加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）又は有機畜産物にあつては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。
(新設)

2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1 の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本産業規格 Z 8305 (1962) に規定する 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。
(新設)

(新設)

別表 1－1 添加物（有機酒類以外の有機加工食品）

(新設)

INS 番号	添加物	基準
(略)	(略)	(略)
331 iii	クエン酸ナトリウム	ソーセージ、 <u>卵白</u> の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)

270	乳酸	農産物の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
513	硫酸	pH 調整剤として砂糖類の製造における抽出水の pH 調整に使用する場合又は pH 調整剤として藻類の加工品に使用する場合に限ること。
500i	炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
500ii	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類</u> 、飲料、野菜の加工品、果実の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
501i	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、 <u>豆類の調製品、麵・パン類</u> 若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
170i	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合、 <u>乳製品</u> に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
508	塩化カリウム	野菜の加工品、 <u>果実の加工品、食肉の加工品、調味料</u> 又はスープに使用する場合に限ること。
509	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、 <u>豆類の調製品、乳製品</u> 若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
二	粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。(略)
524	水酸化ナトリウム	pH 調整剤として砂糖類の加工若しくは藻類の加工品に使用する場合、 <u>食用油脂の製造に使用する場合</u> 又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
516	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、 <u>豆類の調製品</u> 若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合、 <u>乳製品</u> に使用するものに限ること。
410	カロブベーンガム	畜産物の加工品に使用する場合、 <u>乳製品</u> 又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
412	グァーガム	畜産物の加工品に使用する場合、 <u>乳製品、缶詰肉</u> 又は卵製品に使用するものに限ること。
413	トラガントガム	二

270	乳酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又は pH 調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
513	硫酸	pH 調整剤として砂糖類の製造における抽出水の pH 調整に使用する場合に限ること。
500 i	炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
500 ii	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類</u> 、飲料、野菜の加工品、果実の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
501 i	炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、 <u>豆類の調製品、麵・パン類</u> 若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
170 i	炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合に <u>あつては、乳製品</u> に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
508	塩化カリウム	野菜の加工品、 <u>果実の加工品、食肉の加工品、調味料</u> 又はスープに使用する場合に限ること。
509	塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、 <u>豆類の調製品、乳製品</u> 若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
	粗製海水塩化マグネシウム	(略)
524	水酸化ナトリウム	pH 調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
516	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、 <u>豆類の調製品</u> 若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合に <u>あつては、乳製品</u> に使用するものに限ること。
410	カロブベーンガム	畜産物の加工品に使用する場合に <u>あつては、乳製品</u> 又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
412	グァーガム	畜産物の加工品に使用する場合に <u>あつては、乳製品、缶詰肉</u> 又は卵製品に使用するものに限ること。
413	トラガントガム	

	ム	
414	アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
415	キサントガム	畜産物の加工品に使用する場合、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合、乳製品に使用するものに限ること。
307b	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合、食肉の加工品に使用するものに限ること。
322	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン）	漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用する場合、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はドレッシングに使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
二	ケイソウ土	(略)
二	パーライト	(略)
551	二酸化ケイ素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
二	活性炭	(略)
(略)	(略)	(略)
二	木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
二	香料	(略)
941	窒素	二
二	酸素	二
290	二酸化炭素	二
二	酵素	二
二	一般飲食物添加物	カゼイン及びゼラチンについては、農産物の加工品に使用する場合に限ること。また、エタノールについては、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
二	次亜塩素酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合〔食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解したものに限る。〕又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に

414	アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
415	キサントガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
307b	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
322	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン）	漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はドレッシングに使用するものに限ること。
(略)	(略)	(略)
	ケイソウ土	(略)
	パーライト	(略)
551	二酸化ケイ素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	活性炭	(略)
(略)	(略)	(略)
	木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
	香料	(略)
941	窒素	
	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵素	
	一般飲食物添加物	カゼイン及びゼラチンについては、農産物の加工品に使用する場合に限ること。また、エタノールについては、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
	次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に

		限ること。
二	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
二	オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
注 ^{a)} 食品添加物の国際番号付与システムによって付与された添加物の番号		
注 ^{b)} 組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。		

附属書 B
(規定)
添加物 (有機酒類)

箇条 5 に規定されている添加物 (有機酒類に係るもの) を表 B.1 に示す。

表 B.1—添加物

INS 番号 ^{a)}	添加物 ^{b)}	基準
330	クエン酸	二
296	DL-リンゴ酸	二
270	乳酸	二
300	L-アスコルビン酸	二
301	L-アスコルビン酸ナトリウム	二
181	タンニン (抽出物)	二
500i	炭酸ナトリウム	二
500ii	炭酸水素ナトリウム	二
501i	炭酸カリウム	二
170i	炭酸カルシウム	二
503i	炭酸アンモニウム	二
504i	炭酸マグネシウム	二

	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合 (食塩水 (99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。) を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。) 又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
	オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)

(注) INS 番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

別表 1-2 添加物 (有機酒類)

(新設)

INS 番号	添 加 物	基 準
330	クエン酸	
296	D L-リンゴ酸	
270	乳酸	
300	L-アスコルビン酸	
301	L-アスコルビン酸ナトリウム	
181	タンニン (抽出物)	
500 i	炭酸ナトリウム	
500 ii	炭酸水素ナトリウム	
501 i	炭酸カリウム	
170 i	炭酸カルシウム	
503 i	炭酸アンモニウム	
504 i	炭酸マグネシウム	

	ム	
508	塩化カリウム	二
509	塩化カルシウム	二
511	塩化マグネシウム	二
334	L-酒石酸	二
336i	L-酒石酸水素カリウム	二
341i	リン酸二水素カルシウム	二
516	硫酸カルシウム	二
401	アルギン酸ナトリウム	二
407	カラギナン	二
412	グァーガム	二
414	アラビアガム	二
558	ベントナイト	二
二	ケイソウ土	二
二	パーライト	二
551	二酸化ケイ素	二
二	活性炭	二
二	木灰	二
二	香料	(略)
941	窒素	二
二	酸素	二
290	二酸化炭素	二
二	酵素	二
二	一般飲食物添加物	二
二	アルゴン	二
二	酵母細胞壁	二
220	二酸化硫黄	二
224	ピロ亜硫酸カリウム(亜硫酸水素カリウム液を含む。)	二

注^{a)} 食品添加物の国際番号付与システムによって付与された添加物の番号
注^{b)} 組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

	ム	
508	塩化カリウム	
509	塩化カルシウム	
511	塩化マグネシウム	
334	L-酒石酸	
336i	L-酒石酸水素カリウム	
341i	リン酸二水素カルシウム	
516	硫酸カルシウム	
401	アルギン酸ナトリウム	
407	カラギナン	
412	グァーガム	
414	アラビアガム	
558	ベントナイト	
	ケイソウ土	
	パーライト	
551	二酸化ケイ素	
	活性炭	
	木灰	
	香料	(略)
941	窒素	
	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵素	
	一般飲食物添加物	
	アルゴン	
	酵母細胞壁	
220	二酸化硫黄	
224	ピロ亜硫酸カリウム(亜硫酸水素カリウム液を含む。)	

(注) INS番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

附属書 C
(規定)
薬剤

箇条 5 に規定されている薬剤を表 C.1 に示す。

表 C.1—薬剤

薬剤 ^{a)}	基準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	二
(略)	(略)
重曹	二
二酸化炭素	二
カリウム石けん(鹼)[軟石けん(鹼)]	(略)
(略)	(略)
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
注^{a)} 薬剤の使用に当たっては、 <u>薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守しなければならない。</u>	

別表 2 薬剤

(新設)

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	
(略)	(略)
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹼(軟石鹼)	(略)
(略)	(略)
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、 <u>農産物</u> に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。